事業番号 0527

# 平成２７年度行政事業レビューシート（ 厚生労働省 ）

| 事業名 | 障害者試行雇用奨励金 | | | 担当部局庁 | 職業安定局雇用開発部 | 作成責任者 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 事業開始年度 | 平成１１年度 | 事業終了（予定）年度 | 終了予定なし | 担当課室 | 障害者雇用対策課 | 障害者雇用対策課長<br>宮本 直樹 |
| 会計区分 | 一般会計、労働保険特別会計雇用勘定 | | | 政策・施策名 | Ⅳ－３－１　高齢者・障害者・若年者等の雇用の安定・促進を図ること | |
| 根拠法令（具体的な条項も記載） | 雇用保険法第62条第1項第5号 | | | 関係する計画、通知等 | 障害者基本計画（第３次）（平成25年9月策定） | |
| 主要政策・施策 | 障害者施策 | | | 主要経費 | 社会保障、その他の事項経費 | |
| 事業の目的（目指す姿を簡潔に。3行程度以内） | 障害者雇用の取組が遅れている事業所では、障害者雇用の経験が乏しいために、障害者に合った職域開発、雇用管理等のノウハウがなく、障害者を雇い入れることを躊躇する面もあるところである。このため、これらの事業所に対して、短期間の障害者の試行雇用を通じ、障害者の雇用に対する理解を促進するとともに、障害者の業務遂行の可能性を見極め、試行雇用終了後に常用雇用への移行を進め、就業機会の確保を図ることとする。 | | | | | |
| 事業概要（5行程度以内。別添可） | 公共職業安定所等の紹介により、障害者を1週間の就業時間20時間以上で試行雇用（※1）する事業主に対して、対象障害者１人当たり1か月４万円の奨励金を支給する。また、精神障害者等の中には、日によって仕事の出来や体調に波があるため常用雇用で働けるようになるには一定程度の期間を要すること、直ちに20時間以上の就業時間で勤務するのは難しいこと等の障害特性があることから、公共職業安定所等の紹介により、短時間の試行雇用（※2）を行う事業主に対して、対象障害者１人当たり1か月２万円の奨励金を支給する。<br>（※1）試行雇用は原則3か月間（精神障害者については最大12か月）とし、事業主と対象障害者との間で有期雇用契約を締結する。<br>（※2）試行雇用は3か月から最大12か月間とし、事業主と対象障害者との間で試行雇用当初は1週間の就業時間10時間以上20時間未満で、順次20時間以上を目指すことを内容とする有期雇用契約を締結する。 | | | | | |
| 実施方法 | 直接実施 | | | | | |

予算額・執行額（単位：百万円）

| | | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度要求 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 予算の状況 | 当初予算 | 883 | 439 | 1,975 | 2,043 | 1,381 |
| | 補正予算 | － | － | － | － | |
| | 前年度から繰越し | － | － | － | － | － |
| | 翌年度へ繰越し | － | － | － | － | |
| | 予備費等 | － | － | － | － | |
| | 計 | 883 | 439 | 1,975 | 2,043 | 1,381 |
| 執行額 | | 874 | 149 | 308 | | |
| 執行率（%） | | 99% | 34% | 16% | | |

成果目標及び成果実績（アウトカム）

| 定量的な成果目標 | 成果指標 | | 単位 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 目標最終年度 27 年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 障害者トライアル雇用を終了した者のうち、常用雇用へ移行した者の割合を80.0%以上とする。 | 常用雇用移行率 | 成果実績 | % | － | － | － | |
| | | 目標値 | % | － | － | － | 80 |
| | | 達成度 | % | － | － | － | |

成果目標及び成果実績（アウトカム）

| 定量的な成果目標 | 成果指標 | | 単位 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 目標最終年度 － 年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ― | 常用雇用移行者数 | 成果実績 | 人 | － | － | 3,380 | |
| | | 目標値 | 人 | － | － | 12,800 | － |
| | | 達成度 | % | － | － | 26% | |

活動指標及び活動実績（アウトプット）

| 活動指標 | | 単位 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度活動見込 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 試行雇用開始者数（人） | 活動実績 | 人 | 5,048 | 3,538 | 5,263 | |
| | 当初見込み | 人 | 9,200 | 4,740 | 20,047 | 18,030 |

単位当たりコスト

| 算出根拠 | | 単位 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度見込 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| X:執行額（円）／Y:支給決定件数（件） | 単位当たりコスト | 円 | 114,593 | 115,221 | 112,191 | 113,335 |
| | 計算式 | X/Y | 874百万円／7,627件 | 149百万円／1,291件 | 308百万円／2,747件 | 2,043百万円／18,030件 |

平成27・28年度予算内訳（単位：百万円）

| 費　目 | 27年度当初予算 | 28年度要求 | 主な増減理由 |
|---|---|---|---|
| 助成金 | 2,043 | 1,381 | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| 計 | 2,043 | 1,381 | |

## 事業所管部局による点検・改善

| | 項　目 | 評 価 | 評価に関する説明 |
|---|---|---|---|
| 国費投入の必要性 | 事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。 | ○ | 本事業は、一般の求職者と比して就職が困難である障害者の雇用促進を目的として実施しており、その点において、広く国民ニーズがあり、国費を投入しなければ事業目的が達成できない。 |
| | 地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。 | ○ | 本事業は、一般の求職者と比して就職が困難である障害者を対象としていることから、国が全国のハローワークなどを通して主体的に行う必要がある事業である。 |
| | 政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。 | ○ | 本事業は、一般の求職者と比して就職が困難である障害者の雇用促進を図るという政策目的達成に向けて優先度の高い事業である。 |
| 事業の効率性 | 競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。 | - | |
| | 受益者との負担関係は妥当であるか。 | ○ | 受益者である事業主の負担を考慮した必要な経費を負担するものであり妥当である。 |
| | 単位当たりコスト等の水準は妥当か。 | ○ | 事業主の負担を考慮した必要な経費の支給となっており、水準は妥当である。 |
| | 資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。 | - | |
| | 費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。 | ○ | 一定の基準に基づき、真に必要な者に対して実施している。 |
| | 不用率が大きい場合、その理由は妥当か。（理由を右に記載） | △ | 支給対象人員が当初見込みを下回ったことによるもの。今後、執行状況等を勘案し適切な予算額となるよう見直しを行うことが必要。なお、支給の前提となる試行雇用開始者数は増加しており、今後も支給対象人員は伸びていくことが見込まれる。 |
| | その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか | - | |
| 事業の有効性 | 成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか | △ | 24年度に対象要件を厳格化したこと等の影響から、目標には届かなかったものの、常用雇用移行者数は前年度よりも大幅に増加している。 |
| | 事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。 | - | |
| | 活動実績は見込みに見合ったものであるか。 | △ | 24年度に対象要件を厳格化したこと等の影響から、見込みには届かなかったものの、開始者数は前年度よりも大幅に増加している。 |
| | 整備された施設や成果物は十分に活用されているか。 | - | |
| 関連事業 | 関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。（役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載） | ○ | 本助成金は障害者を試行的に雇用する際に支給する助成金であり、535については事業主が障害者を初めて雇用し、法定雇用率を達成した場合に支給する助成金であるため、事業の内容及び対象が異なる。<br>なお、528については平成24年度をもって廃止されたところである。 |

| 所管府省・部局名 | 事業番号 | 事業名 |
|---|---|---|
| 厚生労働省職業安定局雇用開発部障害者雇用対策課地域就労支援室 | 528 | 精神障害者等ステップアップ雇用奨励金 |
| 厚生労働省職業安定局雇用開発部障害者雇用対策課 | 535 | 障害者初回雇用（ファースト・ステップ）奨励金 |

| 点検・改善結果 | | |
|---|---|---|
| | 点検結果 | 平成24年度に対象要件を厳格化したこと等の影響から、成果実績、活動実績ともに目標値等を下回った。一方で、厳格化した対象要件については平成26年度より撤廃したところであり、本事業は事業主における障害者雇用の促進に関して、非常に有効な手段となっている。このため障害者の就職促進を図るためには障害者トライアル雇用事業は有効な施策であり、引き続き実施する必要がある。 |
| | 改善の方向性 | 今後も引き続き、目標に対する達成度等を勘案し、制度の適正な運用を図ることが必要。 |

## 外部有識者の所見

例年不用が生じている。適切な予算積算を行うとともに、予算投入に対して一定の成果が結実されるよう、適正執行に努めること。トライアル期間等、事業概要がより分りやすいよう記載していただきたい。（横田）

## 行政事業レビュー推進チームの所見

| | |
|---|---|
| 事業内容の一部改善 | 執行実績等を踏まえ、適切な予算となるよう検討すること。 |

## 所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況

| | |
|---|---|
| 縮減 | 執行実績等を踏まえ、予算額の縮減を行った。また事業概要について、トライアル期間等を記載するなど、より分かりやすい記載とした。 |

## 備考

## 関連する過去のレビューシートの事業番号

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 平成22年度 | 361 | 平成23年度 | 327 | 平成24年度 | 284 |
| 平成25年度 | 515 | 平成26年度 | 518 | | |

| | |
|---|---|
| **資金の流れ**<br>（資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する）<br>（単位：百万円） | ※平成26年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。 |

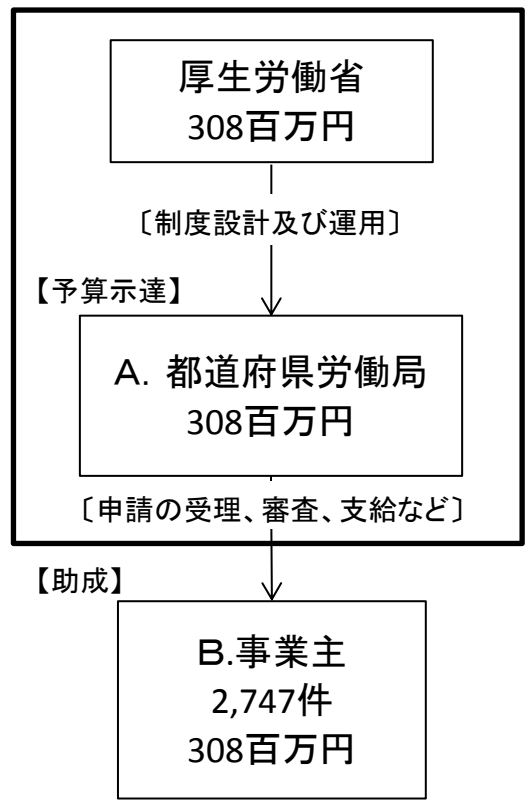

**費目・使途**
（「資金の流れ」においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と使途の双方で実情が分かるように記載）

**A.東京労働局**

| 費　目 | 使　途 | 金　額（百万円） |
|---|---|---|
| 助成金 | 障害者トライアル雇用奨励金の支給 | 24 |
| | | |
| | | |
| 計 | | 24 |

**E.**

| 費　目 | 使　途 | 金　額（百万円） |
|---|---|---|
| | | |
| | | |
| | | |
| 計 | | 0 |

**B.支給対象事業主（A社）**

| 費　目 | 使　途 | 金　額（百万円） |
|---|---|---|
| 助成金 | 障害者トライアル雇用奨励金の支給 | 1 |
| | | |
| | | |
| 計 | | 1 |

**F.**

| 費　目 | 使　途 | 金　額（百万円） |
|---|---|---|
| | | |
| | | |
| | | |
| 計 | | 0 |

**支出先上位10者リスト**

A.

| | 支　出　先 | 業　務　概　要 | 支　出　額（百万円） | 入札者数 | 落札率 |
|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 東京労働局 | 事業主に対する奨励金の支給 | 24 | − | − |
| 2 | 北海道労働局 | 事業主に対する奨励金の支給 | 24 | − | − |
| 3 | 新潟労働局 | 事業主に対する奨励金の支給 | 17 | − | − |
| 4 | 大阪労働局 | 事業主に対する奨励金の支給 | 15 | − | − |
| 5 | 福岡労働局 | 事業主に対する奨励金の支給 | 12 | − | − |
| 6 | 埼玉労働局 | 事業主に対する奨励金の支給 | 12 | − | − |
| 7 | 愛知労働局 | 事業主に対する奨励金の支給 | 10 | − | − |
| 8 | 兵庫労働局 | 事業主に対する奨励金の支給 | 10 | − | − |
| 9 | 静岡労働局 | 事業主に対する奨励金の支給 | 9 | − | − |
| 10 | 京都労働局 | 事業主に対する奨励金の支給 | 9 | − | − |

B

| | 支　出　先 | 業　務　概　要 | 支　出　額（百万円） | 入札者数 | 落札率 |
|---|---|---|---|---|---|
| 1 | A社 | 障害者の雇用に伴う奨励金 | 1 | − | − |
| 2 | B社 | 障害者の雇用に伴う奨励金 | 1 | − | − |
| 3 | C社 | 障害者の雇用に伴う奨励金 | 1 | − | − |
| 4 | D社 | 障害者の雇用に伴う奨励金 | 1 | − | − |
| 5 | E社 | 障害者の雇用に伴う奨励金 | 1 | − | − |
| 6 | F社 | 障害者の雇用に伴う奨励金 | 1 | − | − |
| 7 | G社 | 障害者の雇用に伴う奨励金 | 1 | − | − |
| 8 | H社 | 障害者の雇用に伴う奨励金 | 1 | − | − |
| 9 | I社 | 障害者の雇用に伴う奨励金 | 1 | − | − |
| 10 | J社 | 障害者の雇用に伴う奨励金 | 1 | − | − |